



Face to Face

みんなのために、ひとりのために

SHINKIN BANK 信用金庫

当金庫との取引にあたって、 お客様の個人番号・法人番号を いただく場合があります

平成28年1月から、マイナンバー制度が開始します！

平成28年1月より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が開始します。マイナンバー制度開始により、一人ひとりに異なる個人番号(12桁)が与えられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号(13桁)が与えられます。

平成27年10月から、個人番号・法人番号が届きます！

個人番号は、平成27年10月以降、各市町村からお客様宛てに通知されます。個人番号は、「通知カード」に記載されて届きます。個人番号は、税務関係の手続き等で必要となる大事なものです。「通知カード」は、届きましたら、誤って捨てずに厳重に保管してください。法人番号は、平成27年10月以降、国税庁長官から書面により通知されます。

当金庫からのお願い

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等へ個人番号・法人番号の告知が必要になることがあります。当金庫においても、お客様との取引にあたって、個人番号・法人番号をいただく場合がございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。※法令で定められた手続き以外に利用することはありません。

千葉信用金庫